「特許行政年次報告書2014年版」について

~世界最速かつ最高品質の知的財産システムの実現に向けて~

特許庁総務部企画調査課

特許庁は、2014年5月14日に、「特許行政年次報告書2014年版」を公表しました。「特許行政年次報告書」とは、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析について、直近の統計情報等をもとに取りまとめたものです。具体的には、国内外の出願・登録状況や審査・審判の現状、特許庁での審査・審判等における取組、特許庁が行っている各種支援・施策、国内外における知的財産をめぐる環境の変化、国際的な枠組みの中での我が国の取組などを掲載しております。特許庁の発足¹当時(1949年)から毎年発行しており、今回で第66巻となります。

本稿では、まず第 I 章において、2013年度を中心とする特許行政における重要な動きについて紹介します。次に、第 II 章では、「知的財産を取り巻く現状」、「企業における知的財産活動」及び「知的財産行政の現状と方向性」という 3 つのテーマに沿って、「特許行政年次報告書2014年版」のポイントを紹介します。最後に、第 III 章において、「特許行政年次報告書2014年版」に関する補足情報を紹介します。

I. 2013年度を中心とする特許行政における重要な動きについて

特許庁はこれまで、「特許関連手数料の抜本改定」などによって出願・審査請求構造改革を図るとともに、「任期付審査官約500名を含めた審査官の増員」、「先行技術文献調査の下調査の拡大」といった特許審査の迅速化・効率化のための様々な取組を実施し、精力的に審査に取り組んで参りました。その結果、特許庁は、2013年度末、特許審査において「一次審査通知までの期間を11か月とする」という長期目標を達成しました。

一方、中国を始めとする新興国の台頭、企業活動のグローバル化など、知的財産政策の前提となる経済社会情勢は、この10年で急激に変容してきました。こうした中、2013年6月に「日本再興戦略」「知的財産政策に関する基本方針」が閣議決定され、知的財産政策をめぐる課題が明らかにされました。そして、2013年9月から2014年2月にかけて開催された産業構造審議会知的財産分科会(分科会長:野間口有三菱電機株相談役)では、こうした課題に取り組みつつ、我が国企業及び知的財産制度双方を取り巻く環境の変化を踏まえ、知的財産政策に関して更に重点化・加速化すべき取組について議論がなされました。同分科会において、今後の知的財産政策の主な方向性として、(1)我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援、(2)中小企業・地域への支援強化、(3)イノベーション促進に資する環境整備等(オープン・クローズ戦略の徹底含む)、が示され、また、これらに基づく具体的な政策課題が取りまとめられました。

同分科会のとりまとめを踏まえ、2014年3月、特許庁は、2023年度末までに特許の「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とする

^{1 1949}年に商工省特許局から通商産業省特許庁へと組織変更されました。

ことを特許審査の新たな目標としました。あわせて、審査の質の一層の向上を図るため、外部有識者によって構成される委員会を2014年度早期にも設置し、品質管理の実施状況、実施体制等のレビューを受けることとしました。

また、意匠・商標についても、「権利化までの期間」を新たな目標に挙げるとともに、「一次審査通知までの期間」について前年度目標をさらに上回る迅速化を進めていくこととしました。

そして、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤を早急に整備するための「特許法等の一部を改正する法律案」を2014年3月に国会に提出し、2014年4月に衆参両院において賛成多数の可決をいただき、改正法が成立しました。

このように、2013年度は2004年以来の長期目標の最終年度であり、その成果も踏まえながら、さらなる中期的な目標や方向性を新たに定めるための重要な動きがあった年でした。そのため、「特許行政年次報告書2014年版」では、サブタイトルを「世界最速・最高品質の知的財産システムの実現に向けて」と題し、冒頭特集として、「これまでの知的財産政策と今後の特許庁の取組」を掲載しています。加えて、上記知的財産分科会にてとりまとめられた内容を中心とした、今後の知的財産政策の方向性と具体的取組についても紹介しています。

Ⅱ. 「特許行政年次報告書2014年版」のポイントの紹介

1. 知的財産を取り巻く現状

a. 五大特許庁及び世界全体における特許出願件数の推移

2013年の五大特許庁における特許出願では、前年と同様、中国国家知識産権局(SIPO)における出願件数の増加(2013年:82.5万件、前年比26%増)が際立っています。米国特許商標庁(USPTO)の57.2万件がそれに続き、以下、日本国特許庁(JPO)32.8万件、韓国特許庁(KIPO)20.5万件、欧州特許庁(EPO)14.8万件となっています。

(万件) SIPO中国 USPTO米国 90 JPO日本 ·KIPO韓国 82.5 -EPO欧州 80 70 60 57.2 50 40 32.8 30 < 20.5 20 10 0 2009 2010 2011 2012 2013 (出願年)

【日米欧中韓における特許出願の推移】

世界の特許出願件数は2003年から2012年までの10年間で1.6倍に増加しています。これは、アジアを始めとした新興国市場が拡大する中、グローバルに企業活動を行う企業は、属地主義である知的財産制度に対応するため、多数の国で特許を取る必要があるからではないかと考えられます。近年では、特に中国の特許出願件数の増加が著しく、2011年には、我が国及び米国を上回り世界1位の特許出願がなされ、2012年における中国の出願件数は世界全体の約3割を占めるまで